答 弁 第 五 八 号令和二年十二月八日受領

内閣衆質二〇三第五八号

令和二年十二月八日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出国際連合人権理事会の作業部会意見書を受けた刑事司法制度の改正に関する質問

に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出国際連合人権理事会の作業部会意見書を受けた刑事司法制度の改正に関する

質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、 保釈に関する裁判所又は裁判官の実務運用に関わるものであり、 政府としてお答えする立場

にないが、一 般に、 裁判所又は裁判官において、 個別の事案に応じ、 法の趣旨にのっとり適切に判断され

るものと承知している。

なお、 保釈されている被告人にGPS装置を着用させて位置情報を取得する制度の導入については、

在、法制審議会において、調査審議が行われているところである。

一について

御指摘  $\mathcal{O}$ 「被疑者・被告人の取調べ の際の弁護士同席制度」 の具体的な内容が明らかではないため、 お

尋ねについてお答えすることは困難である。

三について

検察官による証拠開示については、 刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号) 第二編第三章第二節

現

分な証 弊害が生ずる場合があることや、 は、 開 その証明力を判断するために重要であると認められる一定の類型の証拠や、 の規定において、 示する制度」 した主張に関連すると認められる証拠についても、 示の必要性の程度と開示によって生ずるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、 開示をしなければならないこととされており、 拠の 開示をする制度になっていると考えている。 を導入することについては、 検察官が取調べを請求した証拠について被告人又は弁護人に開示することはもとより、 国民 般から捜査への協力を得ることが困難になるおそれがあるなどの 関係者の名誉・プライバシーの侵害、 被告人又は弁護人から開示の請求があった場合には、 争点の整理や被告人の防御の準備 一方、 御指摘の 証 被告人又は弁護人が明らかに 拠全てを被告人・ 罪証隠滅、 0) ために必要か 相当と認めるとき 証 弁護· 人威 が迫等の 人に開 つ 十

問題があり、慎重に検討する必要があると考えている。